

資料1 地域移行・定着支援勉強会

状況

第5期(H30～R2)障害福祉計画にて、国の基本指針として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が位置づけられ、第5期(H30～R2)香美市障害福祉計画においても、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の協議の場を設置することとなっている。
 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の目的である『精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができる』ようにするためには、地域移行・定着支援の両サービスの提供が必要です。

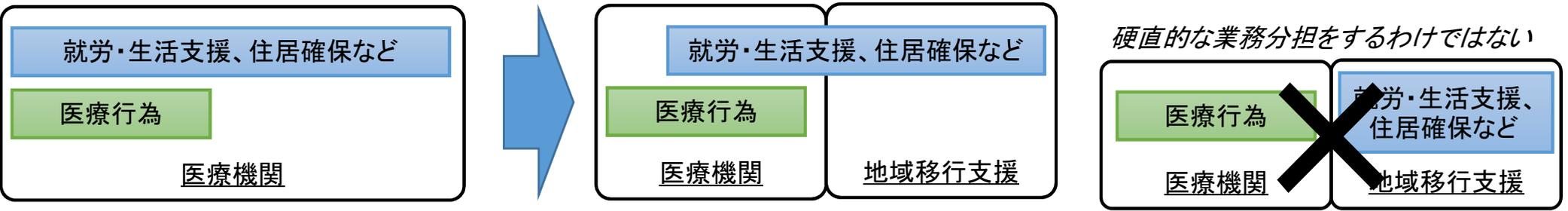
目的

- 各機関が担うべき業務を、十分に理解し、実行できる
- 連携する機関の間で情報共有が図れ、地域移行・定着支援サービスの提供が円滑に実施できる
 ただし、対象は、精神科病院に入院している精神障害者とする
 ※他の対象者への支給決定を実施しないわけではないが、上記に示す状況や香美市の地域性から対象を限定する

目標

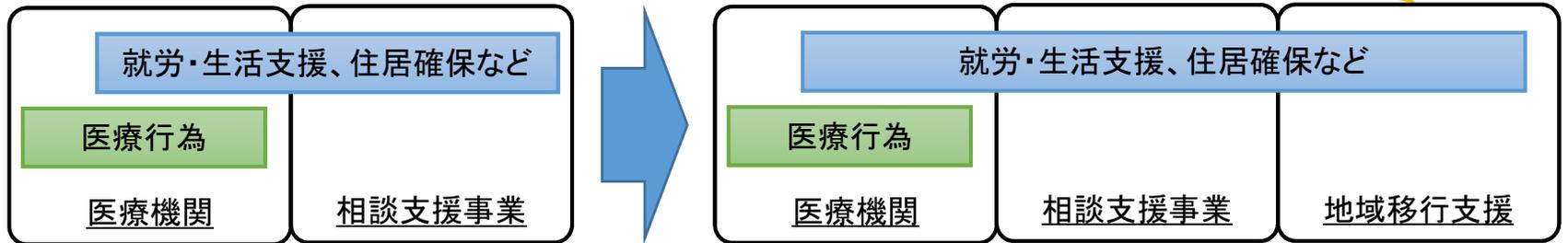
- 年度内に一定の成果物(ドキュメント)を取りまとめる
 - 成果物に求めるもの
 - 1) 需要調査 そもそも、国の計画にあるような対象者は、一定数いるのか？
 - 2) 事業内容 様々な資料に散逸している情報の一元化(勉強会での発表内容(各機関の調査結果)を取りまとめる)
 - 3) 各機関の支援内容の一覧
 現状、医療機関等が提供している支援を洗い出し、地域移行支援サービス開始後に、各機関が実施する支援がどう変わるのかを対比
 - 4) 供給可能数(実施目標値)の設定

当初のイメージ



どちらの形で支援するかは、ケースごとに判断

ところが、調査、勉強を進める中で香美市相談支援事業である程度対応していることが分かってきた



フェーズ	取りまとめ内容
対象者	<p>(1)精神障害者保健福祉手帳、精神障害を事由とする障害者年金、特別障害給付金、特別児童扶養手当等の証書、診断書(国際疾病分類に登録のある病名)、自立支援医療受給者証のいずれかを所持している方 ※障害児であっても、みなし判定(15歳以上)を行うことで、サービスの利用対象者となる</p> <p>(2)援護実施市町村が香美市の方</p> <p>(3)精神科病院に入院している</p> <p>(4)退院後の支援事業者との調整や住居の確保などの支援がないために、入院が長期化している又は退院できない方</p> <p>(5)退院後に施設(障害福祉、介護保険)への入所される方や転院される方は、対象外(グループホームへの入居は対象とする) ※サービス等利用計画案で判断</p> <p>●補足 支援を受けて退院したものの、再度入院した方が、再度サービスの利用をする場合は、個別判断</p>
申請手続き	<p>本人からの様式第1号、第17号、第18号、第24号の申請と計画相談支援事業者によるサービス等利用計画案一式の提出が必要 申請から支給決定までは、概ね1ヶ月を要する(緊急案件については、個別に協議) ※特定相談事業所と地域移行支援サービスの事業者が同じ場合は、それぞれの担当者を分けること ※区分の認定は不要も、居宅介護や生活介護等を利用するには、区分の認定が必要なため、区分の認定手続きも同時進行となることに留意 ※グループホームの体験利用を見込む場合は、グループホームの体験利用に係る支給申請が必要 ※第24号の申請の前提として、確定申告が必要</p>
支給決定	<p>支給量 : 月の日数(体験利用加算及び体験宿泊加算は、日単位で算定)</p> <p>支給決定期間 : 6ヶ月 ※追加6ヶ月可、それ以上の延長は、審査会で判断(評価結果報告書の提出が必要)</p> <p>標準モニタリング期間 : 6ヶ月</p> <p>利用者負担 : 利用者負担上限額の対象外(利用者負担なし)</p> <p>特別地域加算 : 入院している病院が中山間地域等であれば、加算対象となるが、住所地が香美市であっても、入院している病院が中山間地域等でなければ、加算対象とはならない。体験利用施設が中山間地域等であっても本加算の対象とはならない。</p>

地域移行(退院)に向けての支援内容		団体	具体的な動き
支援前		中央東福祉保健所 健康介護支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・入院中の病状把握 ・本人の生活能力等について病院の相談室との情報共有
イントロダクション	<ul style="list-style-type: none"> (1)本人・家族等へのサービスの案内、説明 (2)サービスの必要性の確認 (3)本人、家族のサービス利用意思の確認 	支援センター香美 医療機関 福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの内容を本人・家族等へ説明し、理解を促す ・本人(又は家族)のサービス利用意思の確認 ・サービスの必要性の判断 ・家族等へのサービスの案内、説明 ・事業所の案内
地域移行支援計画策定	<ul style="list-style-type: none"> (1)担当者会の実施 (2)計画策定 	支援センター香美 医療機関ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・退院前カンファレンスを実施し、情報把握を行う ・退院に向けて、支援の方向性と役割分担を検討する ・計画の策定(文書化) ・計画の確認
住居確保	<ul style="list-style-type: none"> (1)退院後に居住する場所の調整 (2)一人住まい等を体験できる機会を設ける 	支援センター香美	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産会社との調整 ・身元引受人の調整 ・宿泊体験利用に係る委託
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> (1)就労系福祉サービスの調整、体験利用 	支援センター香美	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供事業所との調整 ・体験利用に係る委託 ・アセスメント
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> (1)退院後のそのほか生活に関する支援の調整 (2)退院後必要となる福祉サービスの申請 	支援センター香美 相談支援事業所 福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・支給に係る計画案の作成支援 ・福祉サービス利用の調整 ・日中活動の場の調整、同行
退院後の支援	<ul style="list-style-type: none"> (1)精神科デイケア、訪問看護 (2)訪問や電話等の直接支援 (3)関係機関との情報共有 (4)生活支援 	医療機関 健康介護支援課 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業 ・福祉サービスの提供

地域移行支援を実施していくうえでの課題

- (1)住居の確保が難しい
- (2)医療機関、特定相談支援事業所、地域移行支援サービス事業者と相談先(担当が異なる)が多くなり、利用者が混乱する可能性がある
- (3)支援開始のタイミングと支給決定のタイミングが合わせ辛い